

定 款

AOI TYO Holdings 株式会社

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は AOI TYO Holdings 株式会社と称し、英文では AOI TYO Holdings Inc.と表示する。

第2条 (目的)

当社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) テレビコマーシャルその他すべての広告の企画及び制作
- (2) 広告代理業
- (3) 映画、テレビ番組、音楽、デジタルコンテンツ（携帯電話コンテンツを含む）、Web 及びグラフィックを含む広告制作物、インターネットの Web サイト、書籍（電子書籍を含む）、印刷物、映像ソフトウェア、音響ソフトウェア、コンピュータソフトウェアの企画、制作、販売、出版、配給、興行、輸出入、賃貸借、仲介及び運営
- (4) イラストレーション、キャラクターデザイン、漫画、キャラクター商品の企画、制作、開発及び販売
- (5) 工業所有権、著作権等の無体財産権、その他ソフトウェアの企画、取得、販売、管理、許諾及び仲介
- (6) 音楽著作物の利用の開発
- (7) 玩具、衣料用繊維製品、衣料雑貨、ポスター、アルバム等写真用品、装身具、日用雑貨品等の企画、製造、輸出入及び販売
- (8) 切手、はがき、印紙、飲料(酒類含む)、食料品、医薬品、化粧品、美術品、宝石類、煙草等の企画、販売
- (9) 屋外広告物、展示物、室内装飾等の企画、制作、管理、施工
- (10) 広告、広報を目的とする建設工事の企画、設計、監理、施工
- (11) 地域開発事業の企画及び実施
- (12) 各種イベントの企画、制作、運営及び実施
- (13) PR 施設、文化施設、スポーツ施設、研修施設、医療施設、劇場、貸ホール、画廊、遊技場、飲食店及び駐車場の企画、運営
- (14) 国内外におけるタレント、作家、クリエイター等映像メディアに関わる人材の育成、教育、管理、有料職業紹介及び斡旋、マネジメント並びにプロモート業
- (15) 俳優、歌手、文化人のコマーシャル出演に関する企画、演出、管理、渉外等の業務
- (16) 撮影スタジオ、録音スタジオ、編集スタジオの経営
- (17) 撮影用、再生用映画及びビデオ機材のレンタル
- (18) 映像機器及びその周辺機器並びに映像・撮影関連消耗品の輸入及び販売
- (19) ピーアール、記録、教育及び展示映像の企画及び制作

- (20) 広告宣伝の企画実施
- (21) インターネットを利用した各種情報提供サービス業務、市場調査、宣伝及び広告等の受託
- (22) インターネットの接続仲介、アクセスサービス業
- (23) デジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画）の制作、配信及びデジタルメディアの最適利用等に関するコンサルティング
- (24) 通信販売業
- (25) コンピュータ及びその周辺機器の開発、販売
- (26) コンピュータ、通信機器、コンピュータシステム及び通信ネットワークシステムに関する企画立案、コンサルティング、設計、開発、販売、賃貸、請負、設置修理及び保守
- (27) 情報システム関連資産の賃貸借事業
- (28) 市場調査業及び販売促進活動に関するコンサルティング業務及び申込受付等の代行
- (29) 経営コンサルティング業務
- (30) 金融業
- (31) 財務経理、人事、人材育成、情報システム構築、運営、資産管理等に関する業務及び給与計算、各種保険手続等の業務請負事業
- (32) 集金業務の代行業業
- (33) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理並びに投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資
- (34) 有価証券の保有及び投資
- (35) 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計、施工、監理、技術指導及びコンサルティング並びに請負
- (36) 土木工事、建築工事、大工工事、屋根工事、タイル、レンガ、ブロック工事、内装仕上工事に関する調査、企画、設計、監理、施工に関連する役務の提供及びコンサルタント業
- (37) 労働者派遣事業
- (38) 絵画及び美術品等の企画、制作及び販売
- (39) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及びコンサルティングに関する事業
- (40) 損害保険代理業
- (41) 生命保険の募集に関する業務
- (42) 警備業法に基づく警備業
- (43) 旅行業法に基づく旅行業
- (44) 倉庫業法に基づく倉庫業
- (45) 一般貨物自動車運送事業
- (46) 古物商

- (47) 環境保全を考えた消費者の行動が環境に配慮した機器やサービスの需要や市場を誘発する環境誘発型ビジネスに関連する企画、役務の提供及びコンサルタント業
- (48) 電気通信事業
- (49) 商品開発及び企画、販売、企業イメージに関するコンサルティング
- (50) グラフィックデザイン、工業デザイン、英字及び諸外国文字、和字等の字型の企画及び設計
- (51) 写真の現像、焼付及び加工業
- (52) 美容及び着付業
- (53) 加盟店に対する撮影指導、必要用品の仕入れルートの斡旋及び販売上必要な資材の供給
- (54) マーケティング企画広告代理業務
- (55) 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都品川区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は24株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を買受けることができる。

第 8 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第 9 条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社では取扱わない。

第 3 章 株主総会

第 10 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

第 11 条（招集者）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 12 条（議長）

株主総会の議長は代表取締役がこれにあたる。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 13 条（議決権の代理行使）

株主又はその代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主又は前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎にあらかじめ当会社に提供するものとする。

第 14 条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 15 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 16 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条（員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

第 18 条（選任方法）

取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 19 条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 20 条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条（取締役会の招集者）

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 22 条（取締役会の議長）

取締役会の議長は代表取締役がこれにあたる。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第 25 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印する。

第 26 条（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 31 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 32 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をも

ってこれを行う。

第 33 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名捺印する。

第 34 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

第 35 条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

第 36 条（剰余金の配当基準日）

当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第 37 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により毎年 6 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第 38 条（除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

以 上

制定：2017 年 1 月 4 日

改訂：2018 年 3 月 28 日

施行：2018 年 3 月 28 日

改訂：2019 年 3 月 27 日

施行：2019 年 3 月 27 日

改訂：2021 年 9 月 7 日

施行：2021 年 9 月 30 日